

世田谷区資源循環センター等
運営業務委託事業者
募集説明書

平成29年10月

世田谷区

目 次

| | | |
|----|-----------------------------------|----|
| 1 | 業務の概要 | 1 |
| 2 | 運営を委託する施設 | 2 |
| 3 | 委託業務の詳細内容 | 2 |
| 4 | 契約期間 | 2 |
| 5 | 提案限度額 | 2 |
| 6 | 参加資格 | 2 |
| 7 | 参加表明書の提出内容 | 2 |
| 8 | 提案書提出者の選定 | 3 |
| 9 | 施設の現地下見 | 3 |
| 10 | 質問について | 3 |
| 11 | 提案書の提出方法・期間等 | 4 |
| 12 | 選考及び選定方法 | 5 |
| 13 | 選定に関する今後のスケジュール | 5 |
| 14 | 結果の公表 | 5 |
| 15 | 引継ぎ研修 | 5 |
| 16 | その他 | 5 |
| 17 | 担当・提出先 | 6 |
| | 世田谷区資源循環センター等運営業務委託事業者選定スケジュール | 7 |
| | 参加表明書 | 8 |
| | 世田谷区資源循環センター等運営業務委託の提案書提出等に関する質問票 | 9 |
| | 世田谷区資源循環センター等運営業務委託提案書 | 10 |

【別紙1】世田谷区資源循環センター案内図・配置図

【別紙2】世田谷区喜多見資源化センター案内図・配置図

【別紙3】世田谷区資源循環センター等運営業務委託参考仕様書

【別紙4】世田谷区資源循環センター等運営業務委託事業者評価基準項目

1 業務の概要

(1) 施設運営の現状

区では、区民の皆様から資源として出されたガラスびんを回収し、ガラスびんのリサイクル施設「世田谷区資源循環センター」(大蔵1-1-12 世田谷清掃工場隣接)に全量搬入しています。世田谷区資源循環センターでは、再度びんとして使用できるビールびん等のリターナブルびんを選別した上で、無色、茶色、その他色の3色に分け、細かく砕く「中間処理」をした後に、再商品化事業者を引き渡しています。

また、「世田谷区喜多見資源化センター」(喜多見1-2-20先)では、リターナブルびん及び透明プラスチック等の資源の一時保管を行い、再商品化事業者へ引渡しています。年末年始のガラスびんの多量排出期では、資源として回収した一部のガラスびんの選別作業を行い、再商品化事業者へ引渡しています。

(2) 施設運営上の課題

① 世田谷区資源循環センターの運営について

区におけるガラスびんの回収量は平成28年度実績において、約8,556トンあります。平成20年の稼働当初と比較して、区内のガラスびん回収量は増加傾向にあり、近い将来、特に多量排出期(ゴールデンウィーク、年末年始等)には、稼働当初の稼働時間(9時~17時の内5時間)では処理しきれないことが想定されたため、平成29年2月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、東京都に一般廃棄物処理施設変更届書の提出を行い、稼働時間延長ができる体制を整えました。

今後、当初の稼働時間では処理しきれないことが想定される多量排出期において、稼働時間延長をし、回収したガラスびんを適正に処理する体制を構築する等、柔軟かつ効率的な施設運営をする必要があります。

② 世田谷区喜多見資源化センターの運営について

現在、多量排出期である年末年始(毎年20日程度実施)において資源として回収したガラスびんの一部を喜多見資源化センターで選別作業を行い、再資源化事業者へ引渡していますが、今後、世田谷区資源循環センターを活用し、中間処理をしていくことで、喜多見資源化センターでの作業期間の短縮をしていく必要があります。

(3) 事業者募集の趣旨

このように世田谷区資源循環センターは、区内で資源回収したガラスびんを有効活用することを目的に開設され、世田谷区喜多見資源化センターの運営管理と併せ、平成20年度よりプロポーザルにて選定した事業者へ運営委託し、ガラスびんの中間処理・再商品化事業者への引渡し業務等施設の運営を行っています(23年度及び26年度にプロポーザルを実施)。

当該施設の運営管理を安定的に行うためには、資源回収等からのガラスびん受入及び処理体制の構築、ガラスびんの資源化ルートの確保、リターナブルびんの選別及び搬出計画の策定、ガラスカレットの搬出計画の策定、プラント管理等を一定の水準で行う能力などが求められます。

つきましては、施設の事業内容をご理解いただき、経験及び実績を踏まえ、効率的かつ安全・安定的な施設運営管理をできる事業者へ参加表明をご検討いただきたく、ご案

内いたします。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

2 運営を委託する施設

- (1) 施設名称 世田谷区資源循環センター
所在地 世田谷区大蔵一丁目1番12号（別紙1参照）
- (2) 施設名称 世田谷区喜多見資源化センター（保管場所）
所在地 世田谷区喜多見一丁目2番20号先（別紙2参照）

3 委託業務の詳細内容

世田谷区資源循環センター等運營業務委託参考仕様書（別紙3）のとおり

※参考仕様書は目安です。本件の予算配当額や施設・事業の状況等の変動により変更となる場合があります。また、細部については、契約候補者の選定後の仕様書調整により変更する場合があります。

4 契約期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日（3ヵ年）

※本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ各年度の予算の配当を条件とします。
※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、翌年度以降の契約締結は行いません。

5 提案限度額（平成30年度分）

133,400,000円（税込）

6 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 本区若しくは他の自治体において、同種の業務を受託した実績又は廃棄物処理施設運営の実績があること。

7 参加表明書の提出内容

(1) 提出期間

平成29年10月12日（木）～平成29年10月26日（木）の午前9時～午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます）。

(2) 提出方法

「参加表明書」(本説明書8ページ)に必要事項を記入し、押印の上、清掃・リサイクル部事業課窓口を持参してください。(郵送不可)

(3) 添付資料及び提出部数

- | | | |
|-----------------------------------|-------|-----|
| ① 法人の定款等 | 正本／副本 | 各1部 |
| ② 法人の登記事項証明書 | 正本／副本 | 各1部 |
| ③ 前年度の納税証明書(法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税) | 正本／副本 | 各1部 |
| ④ 法人の事業経歴・概要(様式自由) | 正本／副本 | 各1部 |
| ⑤ 法人の財務状況がわかる書類 | 正本／副本 | 各1部 |
| ⑥ 「6 参加資格(5)」に記載されている実績を確認できる資料 | 正本／副本 | 各1部 |

※②③は、発行から3ヶ月以内のもので、正本以外は写し可とする。

8 提案書提出者の選定

本件では、提出者の選定は行わず、提出された参加表明書及び添付書類により資格要件を確認し、提案書の招請を通知します。

なお、平成29年11月7日(火)までに通知が届かない場合は、お問い合わせください。

9 施設の現地下見

希望がある事業者は11月7日(火)までに「項目17」担当部課への電話でご連絡ください。

(1) 下見期間 平成29年11月7日(火)～平成29年11月10日(金)

※なお、日時については、別途調整のうえ、連絡します。現地下見には清掃・リサイクル部事業課の職員が立ち会いますが、その場での質問には回答しません。質疑応答はすべて下記10の方法によります。

(2) 下見場所 「2 運営を委託する施設(1)、(2)」のとおり

10 質問について

募集内容について質問がある場合は、「世田谷区資源循環センター等運営業務委託の提案書提出等に関する質問票」(本説明書9ページ)に質問事項を記入の上、メール又はファクシミリで送信してください。(電話による受付は行いません。)

(1) 受付期間

平成29年11月10日(金)～平成29年11月15日(水)午後5時まで

(2) 回答方法

平成29年11月22日(水)までに、招請を通知した全ての事業者にメール又はファクシミリで回答します。

1 1 提案書の提出方法・期間等

(1) 提案書提出者に選定された場合、以下の項目について、必要な書類を作成し、それぞれ必要事項を記述して提出してください。

① 同種又は類似業務の実績と今後の計画

- ア. ガラスびんの資源化ルートの確保状況（引渡し等の実績）
- イ. プラント運営管理の実績
- ウ. 普及啓発（地域貢献）への取組計画と実績

② 実施・管理体制

- ア. 会計監査等の実施状況
- イ. 技術管理者の資格・経験
- ウ. 個人情報管理体制
- エ. 緊急時における危機管理体制

③ 業務の理解度及び企画力

- ア. リターナブルびんの選別及び搬出計画
- イ. ガラスカレットの搬出計画
- ウ. 搬入車両の路上待機回避の対策計画
- エ. 多量排出期の稼働時間延長計画
- オ. 見学者対応についての計画及び新たな提案
- カ. プラントの稼働管理、異常や故障等の対応方法
- キ. 施設維持管理業務（プラント保守、日常清掃）の作業計画
- ク. 施設から排出される事業系廃棄物（資源分別回収及びガラスびん中間処理業務で発生した残渣除く）の処理方法
- ケ. 運営に必要な人員の確保
- コ. 高齢者、障害者や地域雇用等に関する雇用計画

④ 見積り金額の妥当性

- ア. 参考仕様書（別紙3）を参照の上、算出根拠、金額等を記載のこと

(2) 提案書の作成要点

- ① 提案書の書式は、「A4サイズ縦置き、横書き」とすること。
- ② 提案書の本文に用いる文字の大きさは、11ポイント以上とすること。
- ③ 提案書の枚数は、表紙、目次を除き30ページを上限とすること。
- ④ 提案書の部数は、正本1部、副本10部にて提出すること。
- ⑤ 提案書の表紙は、様式1を使用すること。
- ⑥ 正本は、表紙（本説明書10ページ）に事業者名等を表紙に記載し、両面刷りとすること。
- ⑦ 副本は、表紙（本説明書10ページ）、本文全ページから法人名及び法人名を類推できるような表現を削除し、両面刷りとすること。

(3) 提案書提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 平成29年12月6日（木） 午後5時（時間厳守）
- ② 提出場所 「項目17」の提出先に同じ
- ③ 提出方法 清掃・リサイクル部事業課窓口を持参してください（郵送不可）。

※受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます）。

(4) 留意事項

① 提出書類の取扱い

提出書類は、一切返却しません。

② 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

③ 虚偽の記載があった場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、提出された一切の書類を無効とします。

④ 著作権の帰属

提案書の著作権は応募者に帰属しますが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

1 2 選考及び選定方法

(1) 提案者の中から、別紙4「世田谷区資源循環センター等運營業務委託事業者評価基準項目」に基づき、提出された提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を総合的に評価し、契約する候補者を選定します。

※提案書提出者が4者以上の場合は、選定委員会での選定の前に、事前審査として、提案書について書類審査を行い、上位3者を選定し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

(2) 選定は、「世田谷区資源循環センター等運營業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会で行うものとします。

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの実施時期は12月中旬を予定しています。

(4) 選定結果は、提案書提出者全てに対して文書で通知します。(平成29年12月下旬を予定)。

(5) 提出書類の内容について、疑問点や確認事項が生じた場合には必要に応じて該当提案書提出者に照会します。

1 3 選定に関する今後のスケジュール

本説明書7ページのとおり

1 4 結果の公表

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとします。

1 5 引継ぎ研修

契約の合意がなされた以降、引継ぎ研修を行っていただきます。ただし、研修にかかる費用は受託予定事業者の負担とします。

※研修期間は、2週間程度を予定しています。

1 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約保証金 免除

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 項目17に同じ

17 担当・提出先

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所分庁舎（ノバビル）1階
世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画担当

（世田谷区資源循環センター等運営業務委託事業者選定委員会事務局）

担当：長（おさ）・川口

電話：03-5432-2925

ファクシミリ：03-5432-3058

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区資源循環センター等運營業務委託事業者選定スケジュール

| | 内 容 | 実施時期（予定） |
|----|--|---|
| 1 | 世田谷区資源循環センター等運營業務委託事業者募集公告・募集説明書の交付 | 平成 29 年 10 月 12 日（木）～ 平成 29 年 10 月 26 日（木） |
| 2 | 参加表明書の提出期間 | 平成 29 年 10 月 12 日（木）～ 平成 29 年 10 月 26 日（木） |
| 3 | 提案書提出者への招請通知 | 平成 29 年 11 月 6 日（月）発送 |
| 4 | 提案書提出者（希望事業者） 現地（施設）下見期間 | 平成 29 年 11 月 7 日（火）～ 平成 29 年 11 月 10 日（金） |
| 5 | 質問の受付期間 | 平成 29 年 11 月 10 日（金）～ 平成 29 年 11 月 15 日（水） |
| 6 | 質問への回答期限 | 平成 29 年 11 月 22 日（水）まで に発送 |
| 7 | 提案書の提出期限 | 平成 29 年 12 月 6 日（水）まで |
| 8 | 一次審査 書類審査 （提案書提出者が 4 者以上の場合実施） | 平成 29 年 12 月 7 日（木）～ 平成 29 年 12 月 11 日（月） |
| 9 | 選定委員会 二次審査 提案書の審査・特定（プレゼンテーション・ヒアリング） | 平成 29 年 12 月中旬 |
| 10 | 選定結果の通知 | 平成 29 年 12 月下旬に発送 |

平成29年 月 日
世田谷区長 あて

商号又は名称
代表者名 印

参加表明書

「世田谷区資源循環センター等運營業務委託」のプロポーザルに参加したいので、参加資格を満たすことを誓約し、関係資料を提出します。

| | | | |
|--------|--|---------|--|
| 商号又は名称 | | | |
| 代表者名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 担当者名 | | 電話 | |
| | | ファクシミリ | |
| | | メールアドレス | |

※提案書提出の意思がある場合は、本書を下記の期限までに提出してください。

- ① 提出期限 平成29年10月26日（木）午後5時必着
- ② 提出場所 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画担当
（世田谷区役所分庁舎（ノバビル）1階）
電話：03-5432-2925
- ③ 提出方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土・日曜日、祝日を除く。

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画担当

長・川口 あて

ファクシミリ番号：03-5432-3058

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区資源循環センター等運營業務委託の提案書提出等
に関する質問票

平成29年 月 日

| | | | |
|------|--|--------------|-------------------------|
| 事業者名 | | 希望する 回答方法 | ファクシミリ・Eメール (いずれかに○) |
| 担当者名 | | 電話 | |
| | | ファクシミリ | |
| | | メールアドレス | |
| 質問内容 | | | |

世田谷区資源循環センター等運營業務委託提案書

平成29年 月 日

世田谷区長 あて

事業者名

代表者氏名

⑩

※副本に事業者名・代表者氏名は記載不要。押印不要。

世田谷区資源循環センター等運營業務について、別紙のとおり提案します。